

401 第一号訪問事業費

(別添3)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供責任者	介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者	☐ 該当	
集合住宅減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物。事業所と同一の建物	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域＋事業所規模要件	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
初回加算	過去二月の利用実績がない	☐ 該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による訪問介護の提供又は同行訪問	☐ 該当	
生活機能向上連携加算	介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が共同して行った生活機能アセスメント	☐ あり	
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成	☐ あり	
	初回の訪問介護が行われた日の属する月以降3月間	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した 費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、 全ての介護職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要した 費用を全ての職員に周知	☐ あり	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書

点検項目	点検事項	点検結果	
(Ⅲ)	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合	☐	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	(三)処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	